

平成 23 年 11 月 16 日

# 補 足 資 料

(その他要望にない項目等)

# 目 次

- ・ 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例 ..... 1
- ・ 中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用 ..... 2
- ・ 入国者が輸入するウイスキー等及び紙巻たばこに係る酒税・たばこ税の税率の特例 ..... 3
- ・ 相続税・贈与税の延納手続等の準備期間等の見直し ..... 4
- ・ 自動車重量税印紙の交換制度の創設 ..... 5
- ・ 給与所得者の扶養控除等申告書等の源泉徴収義務者保管規定の法令化 ..... 6
- ・ 給与、退職手当等に係る源泉所得税の納期限の特例の見直し ..... 7
- ・ 相続税の連帯納付義務の見直し ..... 8
- ・ 外国親会社等から付与された株式等を取得する権利の行使等に関する調書制度の創設 ..... 10

## 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例

### (概要)

法人が使途秘匿金の支出をした場合には、通常の法人税に加え、その支出額の40%の法人税を課する。

税目：法人税

適用期限：平成24年3月31日

(前回改正：平成22年度改正)

### 【創設年度】

平成6年度

### 【制度創設の趣旨】

企業が相手先を秘匿するような支出は、違法ないし不当な支出につながりやすく、それがひいては公正な取引を阻害することにもなるので、そのような支出を極力抑制するために、政策的に追加的な税負担を求めることとしたもの

### 【使途秘匿金】

使途秘匿金とは、法人がした金銭の支出（金銭以外の資産の引渡しを含む。）のうち、相当の理由がなく、その相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにその事由を帳簿書類に記載していないもの（資産の譲受けその他の取引の対価の支払いとして支出されたものであることが明らかなものを除く。）をいう。

### 【使途秘匿金課税の状況】

	法人数(社)	税額(億円)
2006年度	1,540(内394)	75(内52)
2007年度	1,480(内355)	54(内30)
2008年度	1,264(内304)	44(内28)
2009年度	1,211(内248)	34(内17)

(注) 1 内書きは、調査課所管法人（原則として資本金の額等が1億円以上の法人）の計数である。

2 国税庁調べ。

## 中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用

**(概要)**

中小企業者等以外の法人については、解散等の場合の欠損金額を除き、欠損金の繰戻しによる還付制度を適用しない。

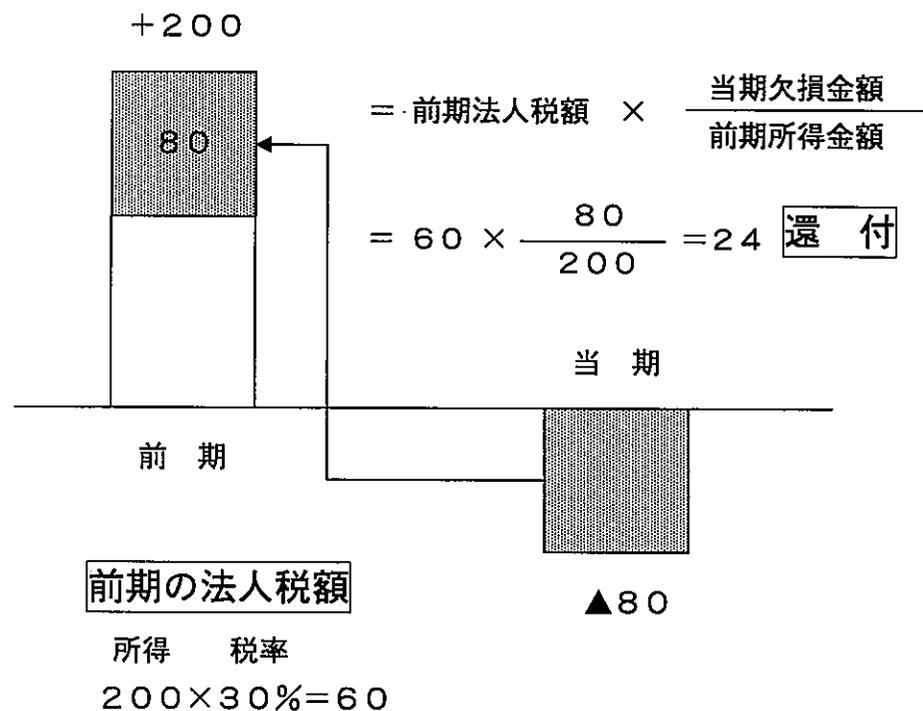
税目：法人税

適用期限：平成 24 年 3 月 31 日

(前回改正：平成 22 年度改正)

**【欠損金の繰戻しによる還付制度（法人税法）の概要】**

青色申告法人の欠損金については、欠損事業年度開始の日前 1 年以内に開始したいずれかの事業年度の所得に対する法人税の繰戻し（還付）をすることができる。



(※) 中小企業者等とは、次の法人をいう。

- ① 普通法人のうち、事業年度終了の時ににおいて資本金の額等が 1 億円以下であるもの（資本金の額等が 5 億円以上である法人等との間にその法人等による完全支配関係があるもの等を除く。）又は資本等を有しないもの（相互会社及び外国相互会社を除く。）
- ② 公益法人等
- ③ 協同組合等
- ④ 人格のない社団等

## 入国者が輸入するウイスキー等及び紙巻たばこに係る酒税・たばこ税の税率の特例

### 【酒税】

・適用対象 — 携帯輸入されるウイスキー等（別送品を含む。）

・適用税率 —

ウイスキー、ブランデー	500,000 円/kl	ラム、ジン、ウォッカ	400,000 円/kl
リキュール	300,000 円/kl	ビール、発泡酒	200,000 円/kl

本則税率：酒税（以下のとおり） + 消費税 5%

ウイスキー、ブランデー、ラム、ジン、ウォッカ	370,000 円/kl (37度まで)	+ 10,000 円/kl・度 (38度以上)	(注)
リキュール	120,000 円/kl (12度まで)	+ 10,000 円/kl・度 (13度以上)	(注)
ビール、発泡酒（麦芽比率 50%以上）	220,000 円/kl		(注) アルコール分1度当たりの加算額
発泡酒（麦芽比率 25~50%未満）	178,125 円/kl		
“ （麦芽比率 25%未満）	134,250 円/kl		

（参考）旅行者が携帯輸入する酒類のうち3本（1本760cc程度）までは免税とされている（恒久措置）。

### 【たばこ税】

・適用対象 — 携帯輸入される紙巻たばこ（別送品を含む。）

・適用税率 — 10,500 円/千本（本則税率 11,424 円/千本 + 消費税 5%）

（参考）旅行者が携帯輸入する紙巻たばこのうち200本（非居住者は400本）までは免税とされている（恒久措置）。

#### ○ 制度の目的

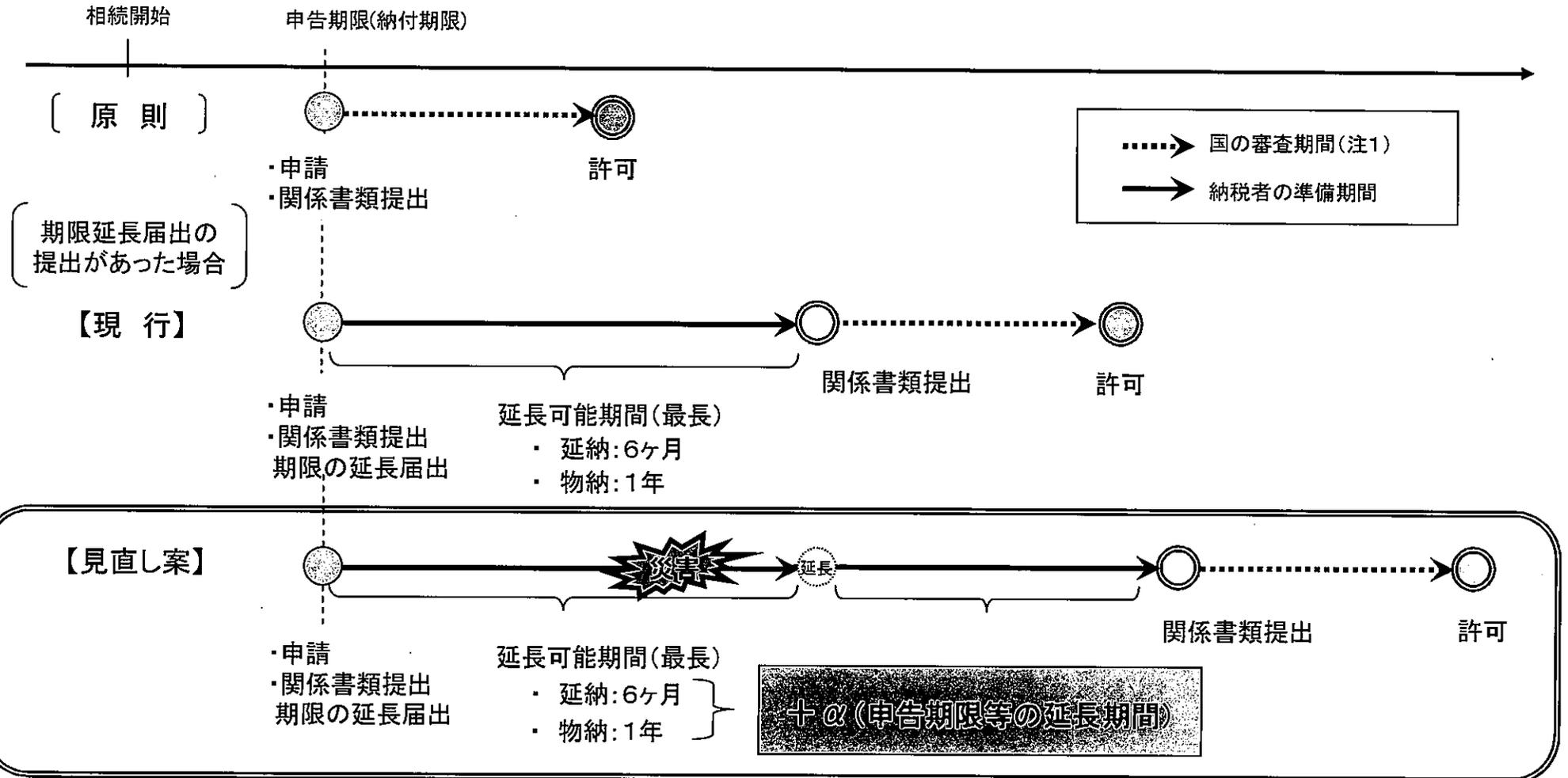
旅行者等が入国の際に輸入するウイスキー等及び紙巻たばこに課される酒税・たばこ税等の納税手続きの簡素化を図ることを目的としたもの。

#### ○ 適用期限

平成24年3月31日（毎年、適用期限を1年延長してきている。）

## 相続税・贈与税の延納手続等の準備期間等の見直し

相続税・贈与税の延納手続等について、災害等やむを得ない場合には、納税者の準備期間又は国(税務署)の審査期間に一定期間を加算する。



※ 「やむを得ない場合」とは、災害が発生した場合のほか、2次相続が発生した場合や不服申立てを行っている場合をいう。

(注1) 国の審査期間(原則3ヶ月。なお、延納は最長6ヶ月、物納は最長9ヶ月まで延長可)についても、上記と同様の措置を講ずる。

(注2) 東日本大震災の被災者等に関する延納手続等については、震災対応第2弾(現在審議中)で措置している。

## 自動車重量税印紙の交換制度の創設

- 自動車重量税印紙については、印紙を所持している業者等において、印紙を死蔵させることなく、納税を行えるよう、収入印紙にも設けられている交換制度を新たに創設する。

### 【自動車重量税印紙 現行券面額】

100	2,800	7,000	20,000
200	3,000	7,500	25,200
500	4,400	8,800	31,500
1,000	5,000	10,000	37,800
2,500	6,300	13,200	56,700

### (参考)収入印紙の交換制度

交換の対象: 汚染又は損傷されていない  
収入印紙

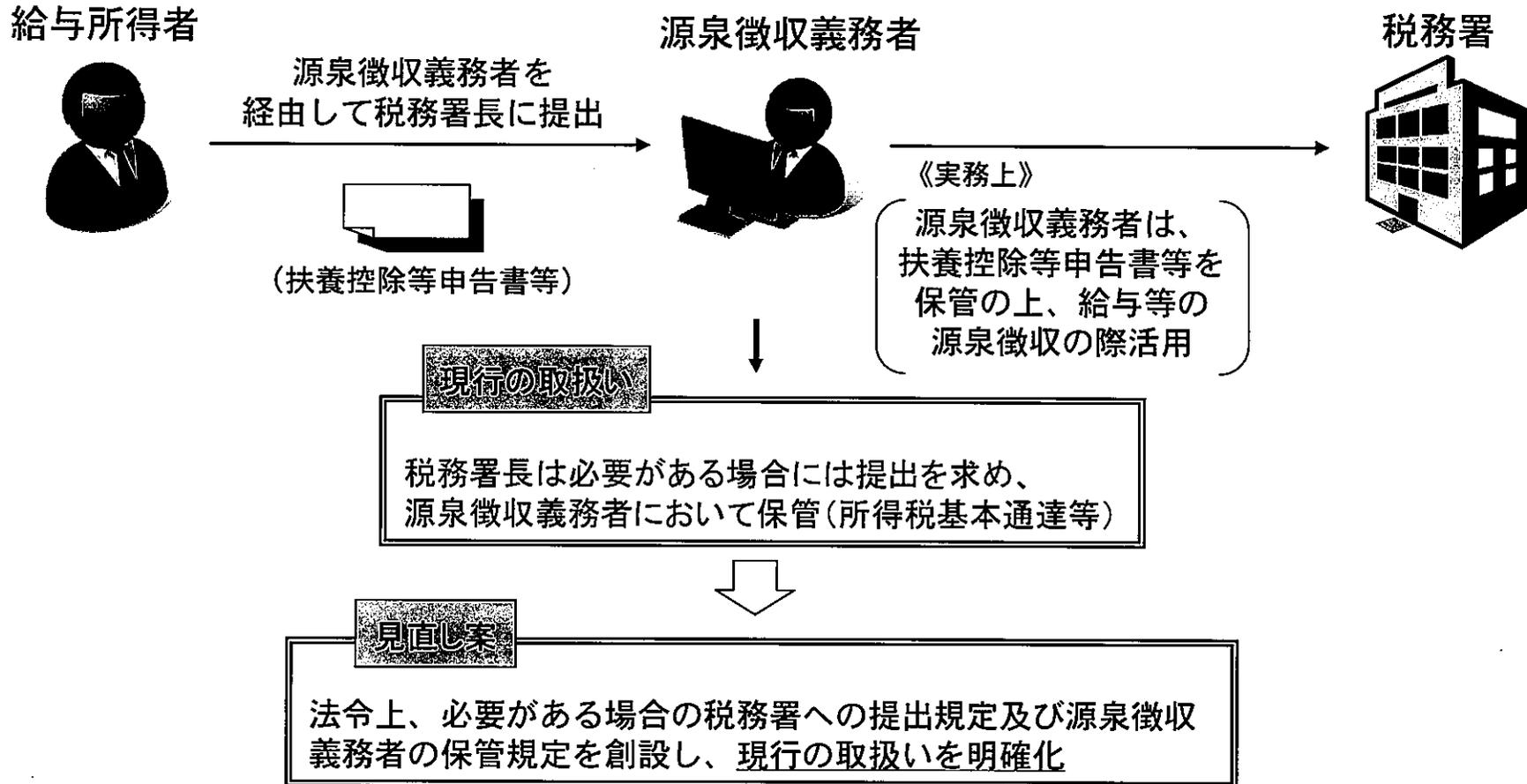
(使用済みのもの、貼り付けられた文書  
から切り取ったもの、貼り付けられた  
文書から剥がしたもの等は交換不可)

交換方法: 郵便局において交換請求  
(一時預かり制度あり)

交換手数料: 1枚につき5円  
(10円未満の印紙はその半額)

収入印紙の買戻し(現金との交換)は行って  
いない。

# 給与所得者の扶養控除等申告書等の源泉徴収義務者保管規定の法令化



※ 「扶養控除等申告書等」には、配偶者特別控除申告書、保険料控除申告書、退職所得者の受給に関する申告書、財形住宅（年金）貯蓄申告書等が含まれる。

## 給与、退職手当等に係る源泉所得税の納期限の特例の見直し

### 《源泉所得税の納付期限》

[現 行]

原則[全ての源泉所得]  
支払日の翌月10日までに納付



#### 給与等の納期の特例（所得税法）

〔給与等の支払を受ける者が  
常時10人未満等の場合〕

1月～6月分 → 7月10日  
7月～12月分 → 翌年1月10日  
までに納付することができる。

- ・ 昭和42年創設



#### 納期限の特例（租税特別措置法）

〔税務署に届出をした者のうち、  
各年の年末の納付状況をチェッ  
クし滞納税額がない場合〕

(1月～6月分 同左)  
7月～12月分 → 翌年1月20日  
までに納付することができる。

- ・ 創設(昭和60年度)以後25年超を経過し、制度が定着
- ・ 近年においては、納期の特例の適用者の大部分(約95%)が納期限の特例を届出
- ・ 納期限の特例の届出者のうち、要件を満たさない者の割合は僅少

[見直し案]

原則[全ての源泉所得]  
支払日の翌月10日までに納付



#### 給与等の納期の特例（所得税法）

〔給与等の支払を受ける者が  
常時10人未満等の場合〕

1月～6月分 → 7月10日  
7月～12月分 → 翌年1月20日  
までに納付することができる。

## 相続税の連帯納付義務の見直し①

### 平成23年度税制改正大綱（検討事項）

相続税の連帯納付義務については、共同相続人による納税義務の履行の実態や租税の徴収確保の観点を踏まえ、そのあり方について幅広く検討を行います。

### 相続税の連帯納付制度の趣旨

相続税の連帯納付制度は、相続税の徴収を確保するとともに、納税者の負担の公平を図るため設けられているもの。

### 関連条文

#### ○ 相続税法（抄）

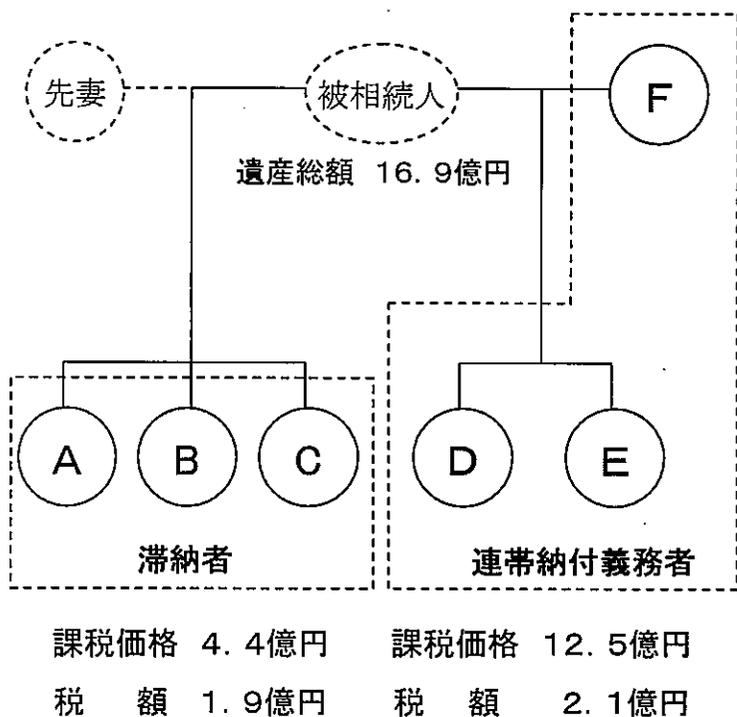
（連帯納付の義務等）

第34条 同一の被相続人から相続又は遺贈・・・中略・・・により財産を取得した全ての者は、その相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税について、当該相続又は遺贈により受けた利益の価額に相当する金額を限度として、互いに連帯納付の責めに任ずる。

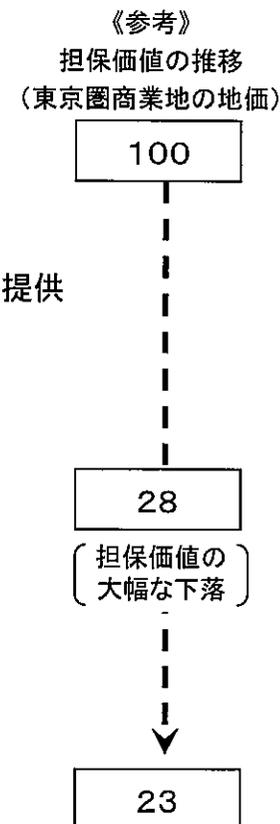
2～9 省略

## 相続税の連帯納付義務の見直し②

### ○ 連帯納付義務を追及した事例



- H 3. 9 相続開始
- H 4. 3 D、E、F 納付(延納、物納 ⇒ 完納)  
A、B、C 0.4億円 納付、1.5億円 延納  
利子税と合わせて2.2億円の担保提供
- H 5. 3 A、B、Cに順次滞納発生  
? (一部納付)
- H12.10 A～Cの延納許可取消し  
本税1億 300万円、利子税2,500万円、  
延滞税1,600万円の支払義務発生  
(一部納付)
- H19. 7 D～Fに連帯納付義務追及 2.3億円  
(内訳: 本税9,400万円、利子税2,500万円、  
延滞税(H5～)1.1億円)



- 長期間経過後に連帯納付義務を追及することを強要する制度は、連帯納付義務者を長期間不安定な状況に陥らせ、「不意打ち」になるとの批判があることについてどう考えるか。
- 担保を提供の上で延納しているのに、担保価値の下落リスクを税務当局ではなく担保提供した者以外の納税者が負う姿となっていることについてどう考えるか。
- 連帯納付を全く追及しない場合には、租税債権が満足されず、財政負担(ひいては他の納税者の負担)となることについてどう考えるか。

## 外国親会社等から付与された株式等を取得する権利の行使等に関する調書制度の創設

外国親会社から内国子法人の従業員等に対して株式等が直接付与されたことによる所得の申告漏れが多数把握されている状況を踏まえ、外国法人の子会社である内国法人又は外国法人の国内にある支店の従業員等が、その外国法人から付与された株式等を取得する権利の行使等により当該外国法人の株式等を取得したときは、当該内国法人又は国内の支店の長は、当該株式等の種類その他一定の事項を記載した調書を提出しなければならないこととする制度を創設する。

(注) 当該外国法人の株式の交付に代えて現金が給付される場合も、同様とする。

